

し、原野として放置した。その結果、採草と薪炭採取のための共同体的利用形態を、内部から切崩したのが第三の契機である。

さらに、この地方の天然生カラマンにも大正中期に立木価格が発生したことが最後に上げられる契機である。立木価格の発生は、用材=商品生産を目的として共同体的規制に基づく賦役を拡大強化し、放置されていた原野への造林を進展させ、部落有林野を商品経済に対応させた。

こうして、共同体的部落有林野から、共同体的育林経営の部落有林野が成立した。

### III. 内包する問題

本質的には解体されず、共同体を基礎にして商品経済に対応した部落有林野は、より発展する商品経済に対して、その内包する問題を露呈するばかりでなく、商品生産の桎梏となる。次にこの問題について考察する。

昭和初年の大恐慌による養蚕の衰退は、この部落か

らの出稼ぎ人口を激増させた。その結果は部落有林野に、造林の停滞となつて現われた。即ち賃金のない、共同体的強制による賦役経営はできなくなつたのに他ならない。一方、貨幣収入のための過伐による薪炭林の不足化は、割山の強化と制度化となり、年限があるとはいえ、地盤の公有、立木の私有となり、共同体を弱化するに至らした。

戦後の益々発展する商品経済の中では、古い共同体を基礎としている部落有林野は、すでに対応が不可能となつてきている。即ち木材需要の急増による高立木価格の形成は、部落有林野への拡大造林を求めるが、もはや賦役は不可能となりつつあるので、県行造林等による外部資本によらねばならなくなつてゐる。また割山を中心とする農民的・共同体的利用形態それ自体も、部落有林野での用材=商品生産の阻止要因となつてゐると見ることができよう。

註 (1)(2)古島敏雄編；日本林野制度の研究、第二章  
第三節

## 70. 諫早市大山共有林の沿革と経営の今後のあり方

長崎県林務課 田 尻 吉 三 郎

### 1. まえがき

歴史的な慣習を基調として経営する大山共有林に対し、林業の経済性の向上を期待しての経営計画の作成がとりあげられ、本年8月現地調査を実施した。その調査から得たこの共有林の沿革と経営のあり方について述べる。

### 2. 沿革

使用収益及び所有権関係等から、明治維新の前後、廃藩後の明治時代及び大正時代以降に分け、主に郷土史、大山規約、諫早市制10年誌及び大正12年共有権確認請求の裁判判決理由を参考として考察した。

- (1) 明治維新の前後は、旧諫早藩の所領で、当時の地元農民の農業経営に必要な薪炭原木の採取、採草、放牧に使用収益された入会山であつた。
- (2) 廃藩後に從来の入会慣行から、積極的に伐採、植林かつ土地を占拠し、森林の経営権及び所有権を取得して、明治26年には大山規約を改訂し、611名の共同経営の基盤を確立するに至つてゐる。しかし明治43年以降強力に推進された部落有林野の統一

にあたり、所有権紛争が官公庁側との間に起り、その係争は大正時代にまで及んでゐる。

- (3) 大正12年遂に共有権確認請求の裁判となり、長崎地方裁判で611名の共有権が認められ今日に至つてゐる。

### 3. 現在の経営状況

経営の基準は、従来の慣行を基本的に踏襲したとみられる大山規約に拠つてゐる。また経営の機構としては611名代表の大山総代1名、部落総代5名、山留5名、山議員7名、常務2名をもつて、これらの協議により造林、伐採、林道を主に、年間事業を進めている。

#### (1) 伐採

現在の伐期は主として針葉樹でX以上、広葉樹はV以上で、最近5ヶ年の年平均量は用材1,313m<sup>3</sup>、薪炭材620m<sup>3</sup>で、立木処分は次の通りである。

- a) 販売……公売を原則。b) 自家用材……立木価格の2割引。c) 自家用薪材……1戸当約0.03haを平均500円。d) 製炭材……零細農民の救済とし、1戸当約0.2haを立木価格の1/3。e) 公立用材……地元公共用で立木価格の6割。但し、a) を除いて他地区への移

出使用及び転売を禁じている。

#### (2) 造 林

年平均 16ha で林種転換は 81 % になる。

#### (3) 収 益

収益の主体は立木代金で最近 5 ケ年分の年平均では収入 7,355 千円、支出 5,872 千円、差引残金 1,483 千円となり、支出のうち配当金額 1,784 千円が含まれ、これは 611 戸に対し 1 戸当たり 2,700 円となる。

#### (4) 森 林 の 資 源

面積 782ha の立木蓄積は、針葉樹 42,149m<sup>3</sup>、広葉樹 26,932m<sup>3</sup>、計 69,081m<sup>3</sup>、1 ha 当り 88m<sup>3</sup> となる。

人工林は全体の面積で 25 %、蓄積は 27 % にあたる。令級配置は、針葉樹でスギ、モミの X が比較的大、広葉樹では V が目立つ(別表参照)。一方未開発林の面積は 428ha、その蓄積 44,900m<sup>3</sup> で、荒廃地は 26ha である。森林資源の現況と社会経済の動向から考察して、今後の経営については、用材生産の基盤の拡充と、経済的伐期の採用による生産の増大が期待される。

従つて当面のねらいとしては、(a)積極的な林種転換による人工造林地の造成、(b)適正伐期による生産力の増大があげられ、その進め方として、長期見透しによる経営計画が必要とみている。

#### (1) 造 林 計 画

農家経営からの薪炭林所要量、森林の現況等からして、人工林の現在面積 194ha を将来面積 250ha へ當

初 5 ケ年で拡大する。

#### (2) 伐 採 計 画

伐期令をスギ 40 年、ヒノキ 45 年、マツ 35 年、モミ 50 年とする。主に林種転換及び間伐の対象林分並びにスギ、モミ、アカマツの X 以上を対象に、当初 5 ケ年に用材林 18,400m<sup>3</sup>、薪炭林 14,500m<sup>3</sup> を伐採する。

#### (3) 林 道 計 画

5 ケ年で自動車 5.5km 開設し、面積 428ha、蓄積 44,900m<sup>3</sup> の開発利用をはかる。

#### (4) 比 較

最近 5 ケ年間の年平均(現在)と、今後 5 ケ年間の年平均(第 1 期)との比較を、伐採、造林及び収支について別表でみると、伐採は現在 1,933ha、第 1 期 6,580ha で、4,647ha の増。造林は現在 16ha、第 1 期 15ha で 1 ha 減、収支状況では差引残金が現在 1,483 千円、第 1 期 4,376 千円で約 3 倍となる。

### 4. む す び

公有林については既に森林法の規整のもと経営計画による合理化がはかられているが、相当規模を有し、かつ共同経営の部落有林は勿論、共有林についても、これに類した経営計画を必要とする場合があることを大山共有林の実態を通して云える。

## 71. 原価管理からみた昭和 32 年度九州大学柏屋演習林製炭事業について

### 第 1 報——原価管理について——

九州大学農学部 青木 尊重・宮崎 安貞

昭和 29 年以来、柏屋演習林において経営分析及び事業別の原価計算が試みられ、その結果直當伐採中業、製炭事業の非経済性が指摘され、事業改善性への検討もまた試みられてきた。就中製炭事業経営の合理化は強調せられるところであつたが、そのための武器として本報告で選ばれたのは、標準原価計算による原価管理である。

従来、管理は第一に原価財(材料のみならず労働力をも含めて)の使用上の節約を目的とした物量管理(Physical control)、第二に原価計算による管理を通じてなされてきたが、更に最も有効な手段として第三に標準原価計算による原価管理を挙げることができる。

原価計算は国有林では既に制度化し実施しつつある

面もあるが、標準原価計算を用いた原価管理はなお新しい概念であるので、これについて第一報で簡単な説明をすることにする。

原価計算は体系的に二大別され、その一つは財務会計に役立つ、エクスターナル・レポートを経営に与える性格のもの、第二には管理目的のためのインターナル・レポートを作るためのものに分けることができよう。後者即ち管理目的の原価計算は更に二つに分けられて、原価管理のための原価計算と、経営計算或は利益計画ないし利益管理のための原価計算を含むことになる。従つてここにいう原価管理は、原価の極小化或は原価切下げに役立つ原価計算を個別計画設定(利益計画の一種)とみて厳密に区別する。

コントロール・タイプの原価計算では、標準値を設